

国営総合農地防災事業 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 26,086 (26,152) 百万円】
 【「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 37,463 百万円】

<対策のポイント>

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、**農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。**

<政策目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積約34万ha（うち農地面積約28万ha） [平成32年度まで]

<事業の内容>

1. 農業用排水施設の機能回復

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

2. 農業用排水施設の耐震化対策

大規模地震のおそれのある地域において、必要な耐震性能を有していない農業用排水施設の耐震化対策を実施します（農業者の申請によらず国の判断でも実施可能）。

【採択基準】

- ① 受益面積（基本） 3,000ha以上
 （国営造成施設の耐震化対策の場合 500ha以上）
 - ② 末端支配面積（基本） 300ha以上
- <事業実施主体（国費率）>
 国（内地2/3、北海道3/4）

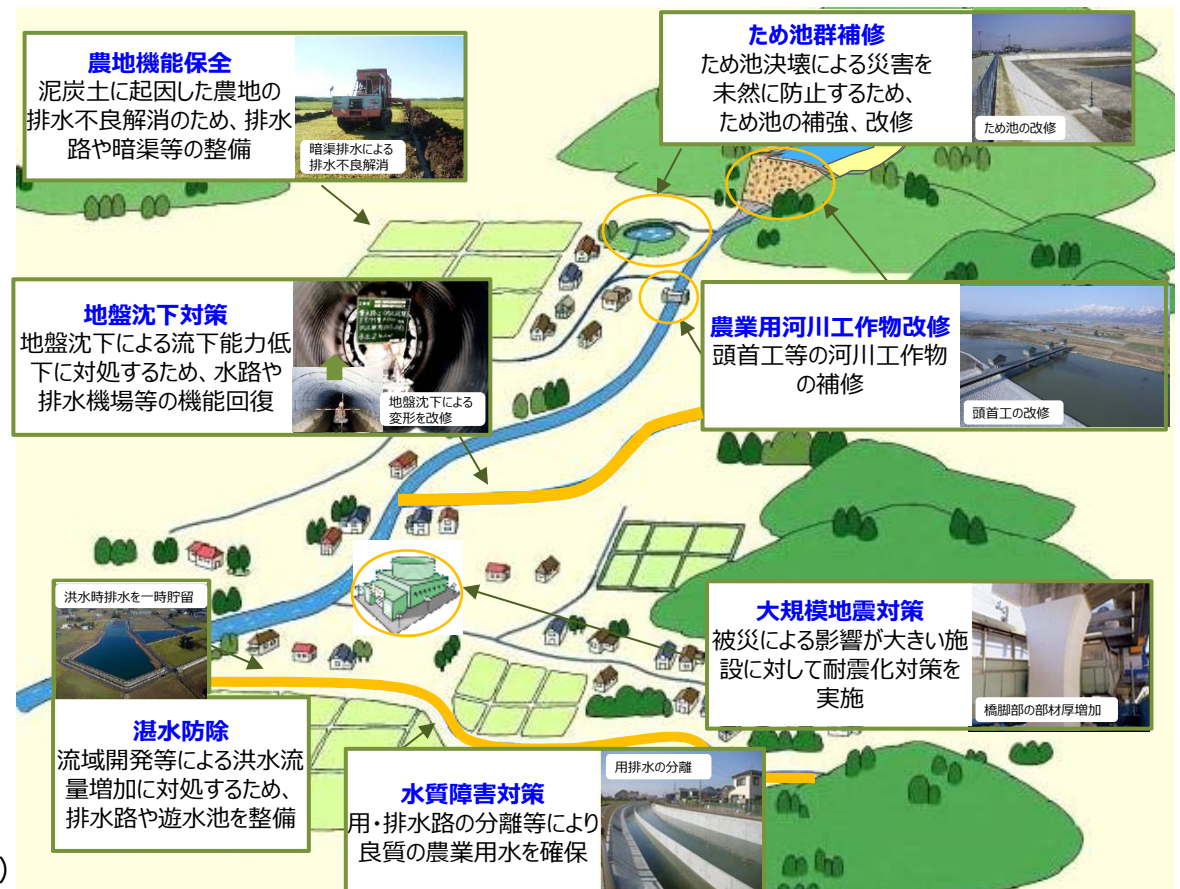
3. 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業

国営造成土地改良施設について迅速かつ的確な防災面での対応を行うため、防災情報ネットワークの整備を行います。
 また、緊急に対策が必要な農業水利施設について、非常時にも機能を確保するために必要な非常用電源の整備等を行います。

<事業実施主体（国費率）>
 国（100%）

※下線部は拡充内容
 （平成30年度補正より）

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-3502-6430）

農業競争力強化基盤整備事業 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 78,809 (66,731) 百万円】
〔「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 86,304 百万円〕

<対策のポイント>

農業競争力強化を図るため、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等を推進します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合（約2割 [平成27年度] →約3割以上[平成32年度]）

<事業の全体像>

1. 農業競争力強化農地整備事業

- 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。
 - ① 農地整備事業 : 生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援します。
 - ② 草地畜産基盤整備事業 : 草地の基盤整備を支援します。
 - ③ 農業基盤整備促進事業 : 地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備を支援します。
 - ④ 低コスト農地整備推進実証事業 : 農地整備事業において、情報化施工の実証、普及方法の検討を支援します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が農地の大区画化等の基盤整備を実施します。

3. 水利施設等保全高度化事業

- 農業の高付加価値化や担い手への農地集積・集約化、水管理労力の省力化に取り組む地区を対象として、農業水利施設の整備等を実施します。
 - ① 一般型 : 基幹水利施設の整備や補修・補強等の長寿命化対策を支援します。
 - ② 特別型 : ①高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、②農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化による水管理の省力化、③畑地帯における総合的な整備、等を支援します。
 - ③ 簡易整備型 : 水管理・維持管理の省力化を図る簡易な農業水利施設の新設等を支援します。
 - ④ 実施計画策定事業 : 施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合(約2割 [平成27年度] →約3割以上[平成32年度])

<事業の内容>

1. 農地整備事業

農地の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援します。

2. 草地畜産基盤整備事業

飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の実現を図るため、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要となる草地の基盤整備等を支援します。

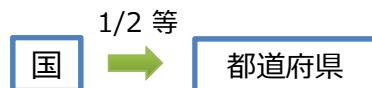
3. 農業基盤整備促進事業

農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水等の地域の実情に応じたきめ細やかなほ場整備を支援します。

4. 低コスト農地整備推進実証事業

低コスト農地整備の実現に向けて、農地整備事業において情報化施工をモデル的に実施し、その効果を実証するとともに、普及・推進方法等の検討を支援します。

<事業の流れ>



※農地整備事業の場合

<事業イメージ>

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



(事業前) 小規模で不整形な農地



(事業後) 大区画化・整形した農地



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。
 (写真は収穫中のタマネギ)

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農地整備事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

①農地整備

- 工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等
- 附帯事業：中心経営体農地集積促進事業 等
【限度額：事業費の12.5%】

②実施計画策定等

- 工 種：計画策定 等
【実施期間：2年以内】

補助率：1/2等

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

中心経営体農地集積促進事業（促進費）

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・助成割合

中心経営体集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)	2.2%	+1.0%(計3.2%)
75~85%	7.5%	+3.0%(計10.5%)	1.9%	+0.8%(計2.7%)
65~75%	6.5%	+2.0%(計8.5%)	1.7%	+0.5%(計2.2%)
55~65%	5.5%	+1.0%(計6.5%)	1.4%	+0.3%(計1.7%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合

<整備前>



<整備後>



大区画化により農作業効率が向上



暗渠排水整備により水田の汎用性が向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
- ・担い手への農地集積率50%以上 等

農業基盤整備促進事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化**等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土、除礫等の簡易な整備については、**農業者の自力施工を活用**し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、**農地中間管理機構とも連携しつつ、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備等**を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備(定率助成)

- ・ 基盤整備 (暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全)
- ・ 調査調整 (権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整)
- ・ 指導 (指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等)
- ・ 補助率：50% 等



暗渠排水

②整備済み農地の簡易な整備(定額助成) ※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	助成単価 【主なもの】※	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万5千円/10a (25万円/10a)	()は水路変更(管水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 +2万5千円/10a ○実施設計(外注) +1万5千円/10a
	トレンチャ	10万円/10a	
	掘削同時埋設	7万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端 畑かん施設		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	()は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

注) 中心経営体に集約化(面的集積)する農地については、助成単価を2割加算

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

農地中間管理機構関連農地整備事業 <公共> [「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 86,304 百万円の内数]

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。**

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 農地整備事業

- 対象工種：区画整理、農用地造成
- 附帯事業：機構集積推進事業 等
(推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付)
- ※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収 等
- ※ 機構は、農地中間管理権の取得等の際に、本事業が行われ得る旨を所有者等に説明

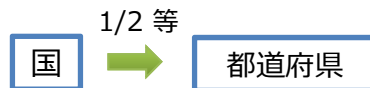
2. 実施計画等策定事業

- 農地整備事業の実施に必要な**実施計画**や**換地計画**の策定のための調査・調整等を支援します。

<実施要件>

- 事業対象農地の**全て**について、**農地中間管理権**が設定
- 事業対象農地面積：**10ha以上**（中山間地域は**5ha以上**）
(事業対象農地を構成する各団地：**1ha以上**（中山間地域は**0.5ha以上**)のまとまりのある農地)
- **農地中間管理権**の設定期間が、**事業計画の公告日から15年間以上**
- 事業対象農地の**8割以上**を**事業完了後5年以内**に担い手に**集団化**
- 事業実施地域の**収益性**が**事業完了後5年以内**（果樹等は**10年以内**)に**20%以上向上** 等

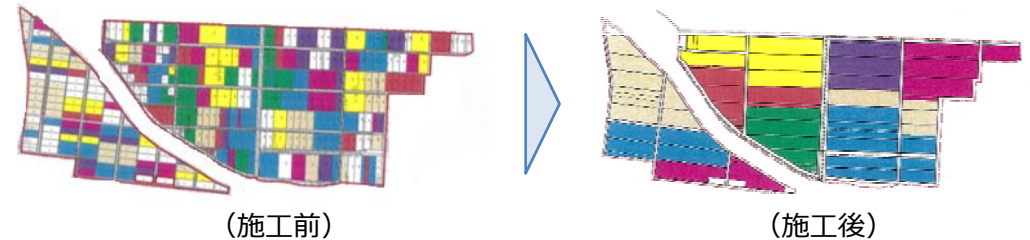
<事業の流れ>



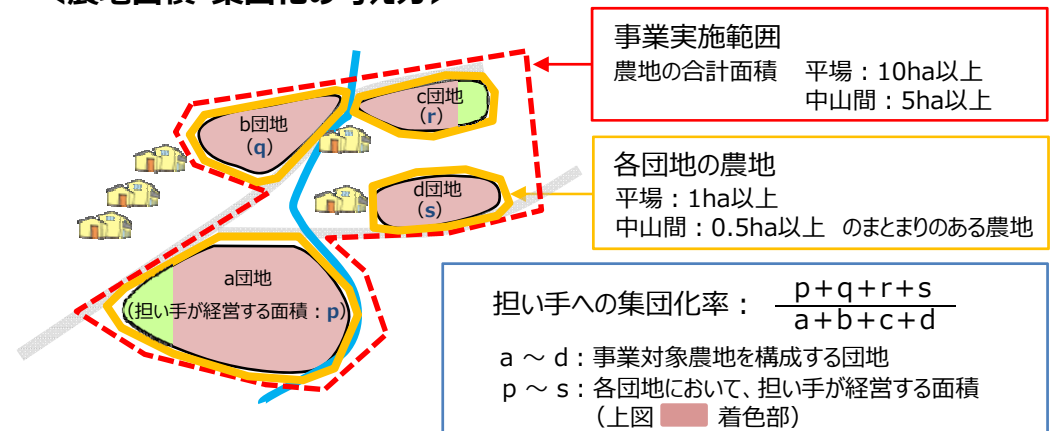
※農地整備事業の場合

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<農地面積・集団化の考え方>



[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

<対策のポイント>

農業水利施設の整備や長寿命化対策に加え、畑地化・汎用化やパイプライン化・ICT化等による畑地・樹園地の高機能化や水利用の効率化・水管理の省力化を図ることで、農業の高付加価値化や高収益作物の導入、担い手への農地集積・集約化等を推進します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進[平成35年度まで]
- 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合(約2割[平成27年度] → 約3割以上[平成32年度まで])

<事業の内容>

1. 一般型

基幹水利施設の整備や補修・補強等の長寿命化対策を支援します。

【実施要件】受益面積200ha以上、末端支配面積100ha以上等

2. 特別型

- ① 高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、
- ② 農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化による水管理の省力化、
- ③ 畑地帯における総合的な整備、等を支援します。

【実施要件】受益面積20ha(中山間地域等10ha)以上、樹園地については受益面積5ha以上(0.5ha以上の団地の場合)等

※主な附帯事業

- ・ 高収益作物の作付面積増加割合に応じて事業費の最大12.5%を交付(①の場合に限る)
- ・ 中心経営体への農地集積率、集約化率に応じて事業費の最大12.5%を交付(②、③の場合に限る)

3. 簡易整備型

水管理・維持管理の省力化を図る簡易な農業水利施設の新設等を支援します。

【実施要件】受益面積5ha以上、総事業費200万円以上等

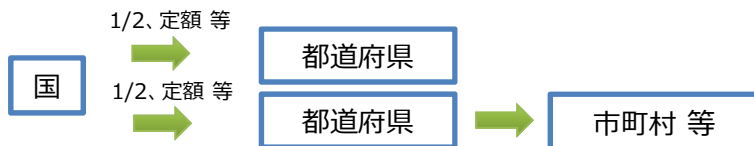
4. 実施計画策定事業

施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

- ・ 水利用調整の支援(H33まで定率延長)
- ・ 機能保全計画の策定(H32まで定額延長)
- ・ 資産評価データ整備(採択期間H32まで)

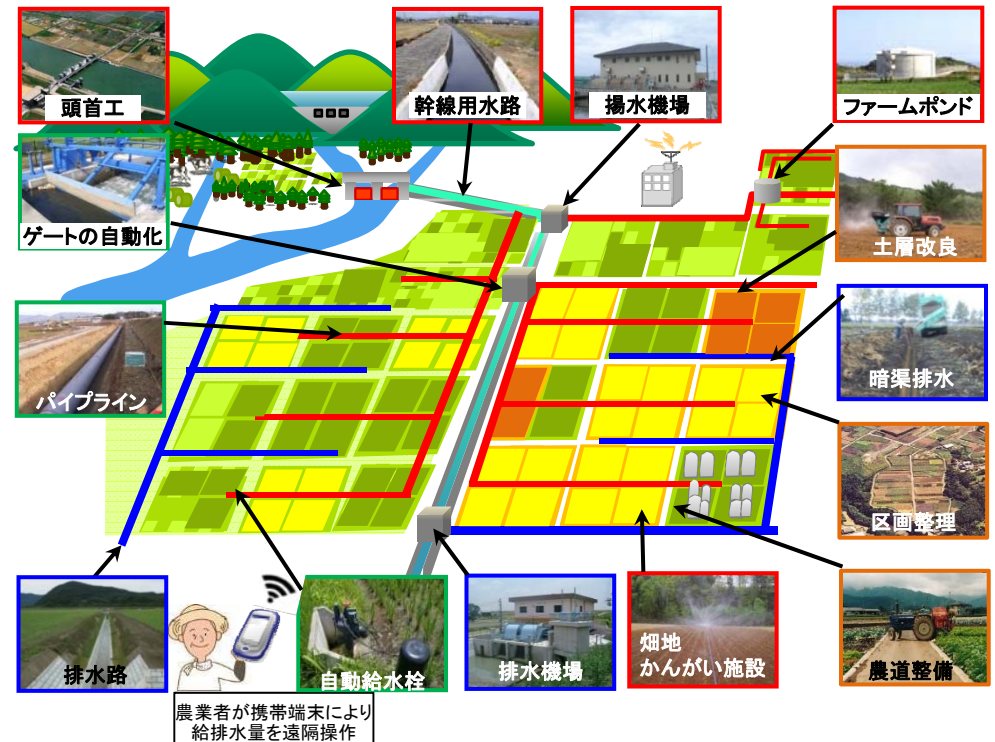
※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<整備できる主な施設・内容>



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)